

令和7年

草加市議会 12月定例会

議員提出議案

草加市議会

令和7年12月22日

草加市議会議長 鈴木由和様

提出者 広田丈夫
賛成者 田中宣光
〃 吉岡健
〃 斎藤雄二
〃 菊地慶太

地方税財源の充実確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第7号議案

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高騰による歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって政府においては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く求めるものである。

- 1 地方が責任を持って、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること
- 2 いわゆる年収の壁のさらなる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること
- 3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に發揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること
- 4 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること
- 5 国が全国一律で行うことのも・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様

令和7年12月22日

草加市議会議長 鈴木由和様

提出者 広田丈夫
賛成者 田中宣光
〃 吉岡健
〃 斎藤雄二
〃 菊地慶太

巨大災害発生への対応体制整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第8号議案

巨大災害発生への対応体制整備を求める意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって政府においては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く求めるものである。

- 1 南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること
- 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること
- 3 新設される防災庁においては、国民の命と暮らしを守り抜くため、災害対応の司令塔として中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること
- 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

防災担当大臣 様

令和 7 年 1 月 22 日

草加市議会議長 鈴木由和様

提出者 平野厚子
賛成者 斎藤雄二
〃 菊地慶太
〃 吉沢哲夫

介護保険料の標準段階に係る基準について、令和 7 年度税制改正に伴う影響への対応及び介護保険料収入への適切な財政措置を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

議第9号議案

介護保険料の標準段階に係る基準について、令和7年度税制改正に伴う影響への対応及び介護保険料収入への適切な財政措置を求める意見書

令和7年度税制改正において、給与所得控除について、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が現行の55万円から65万円へ10万円引き上げられることとなった。

この見直しにより、低所得層を中心に税負担の軽減が図られる一方で、介護保険の第1号被保険者における保険料段階の判定にも影響を及ぼすことが想定される。

特に、市町村民税における課税・非課税の境界に位置する高年者においては、保険料段階の変更や、その取り扱いについて丁寧な説明と適切な制度運用が求められる。

また、税制改正に伴う介護保険制度の運用や事務対応について、国から自治体に対し示される方針や事務連絡の内容が議会や住民に十分に共有されない場合、自治体の説明責任や行政運営の透明性の確保が課題となるおそれがある。

さらに、税制改正により市町村の税収が減少する場合、介護保険事業をはじめとする住民サービスの安定的な運営に影響を及ぼす可能性があることから、国においては、自治体の財政運営に支障が生じないよう十分な配慮が必要である。

よって政府においては、次の事項について適切な対応を講ずるよう求めるものである。

- 1 税制改正に伴い介護保険料の第1号被保険者における保険料段階に変動が生じる可能性がある場合には、住民に混乱や不利益が生じないよう、制度運用の在り方について十分な検討と周知を行うこと
- 2 税制改正に伴う保険料段階の取り扱いについては、保険者である市町村の判断や実務を尊重し、自治体に過度な負担や不利益が生じないよう配慮すること
- 3 介護保険料や住民負担に関わる重要な制度運用や事務連絡については、議会及び住民に対して分かりやすく情報提供を行い、行政運営の透明性を確保すること
- 4 国の税制改正による市町村の減収分については、これまでの例も踏まえ、特別交付税等により必要な財政措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様